



http://www.city.abiko.chiba.jp/

(毎月1日・16日発行) 平成27年(2015年) No.1373

携帯サイト http://www.city.abiko.chiba.jp/mob/ 編集・発行 我孫子市役所 総務部秘書広報課 広報室
〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 ☎04-7185-1111 (代表) FAX04-7185-0127

◆人口 133,216人 (-449人)
【うち外国人1,365人(+8人)】
男 65,653人 (-196人)
女 67,563人 (-253人)
◆世帯 56,715世帯 (+455世帯)
1月1日現在()内は対前年同月比

税の申告の準備はお早めに

平成26年分の確定申告の受付期間は、2月16日(月)～3月16日(月)です。確定申告書や手引きは1月23日(金)から市役所、各行政サービスセンターで配布します(枚数に限りがあります)。また、市・県民税の申告が必要と思われる方には、1月23日(金)に市・県民税申告書を発送します。同封の返信用封筒で3月16日(月)までになるべく郵送で提出してください。市・県民税の申告書が届かない場合は課税課までご連絡ください。

申告に必要な書類

- ◎給与所得者：給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◎年金受給者：公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ※年金振込通知書ではありません。
- ◎営業や農業などの事業所得者、不動産所得者：収支内訳書または青色申告決算書
- ◎生命保険料・地震保険料の支払いのある方：控除証明書(原本)
- ◎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納付書や口座振替で支払った方：納付済確認書(1月中に担当課から送付)
- ◎年金天引きの方の保険料は公的年金等の源泉徴収票に記載されるため書類は不要)
- ◎国民年金の支払いのある方：日本年金機構から送付された社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収証書(いずれも原本)
- ◎医療費控除を受ける方：領収証(原本)
- ※事前に合計金額を集計してください。医療費の補てん金がある場合は、その金額がわかる書類
- ◎障害者控除を受ける方：障害の等級のわかる障害者手帳の写し、または障害者控除対象者認定書
- ※源泉徴収票が複数ある場合は全て必要です。紛失した場合は支払者に再発行を依頼してください。
- ※年末調整済み分の控除の書類は必要ありません。この他にも申告内容に応じて必要な書類があります。

確定申告は柏税務署に

市内の申告会場では、市・

税理士による 無料申告相談会

千葉県税理士会柏支部では、下記の日程で税理士による無料申告相談を実施しますのでご利用ください。

日時 1月29日(木)・30日(金)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

場所 けやきプラザふれあいホール(駐車場は台数に限りがあり有料です。駐輪場はありません。)

対象 小規模納税者の所得税・消費税、給与所得者・年金受給者の所得税の申告
※混雑の状況により、早めに受付を終了する場合があります。※贈与税の相談、住宅借入金等特別控除、譲渡所得のある方の相談や損失の繰越控除、平均課税などの複雑な相談は行っていません。

柏税務署からのお知らせ

◆所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税込確定申告書作成会場の開設

期間 2月3日(火)～3月16日(月) ※土・日曜、祝日を除く。2月22日(日)と3月1日(日)は開設

【確定申告・相談会】
柏税務署 ☎7146-2321
【市・県民税の申告】
課税課・内線357

市が開設する申告会場

日程	場所	内容
2月9日(月)・10日(火)	布佐南近隣センター	◎市・県民税の申告受付 ◎作成済みの確定申告書のお預かり(柏税務署に回送) ◎簡単な確定申告書の作成相談
2月12日(木)・13日(金)	湖北地区公民館	
2月16日(月)～3月16日(月)の平日 ※2月22日(日)・3月1日(日)は開設します	アビクオーレ(イトーヨーカドー我孫子南口店)3階「アビホール」	

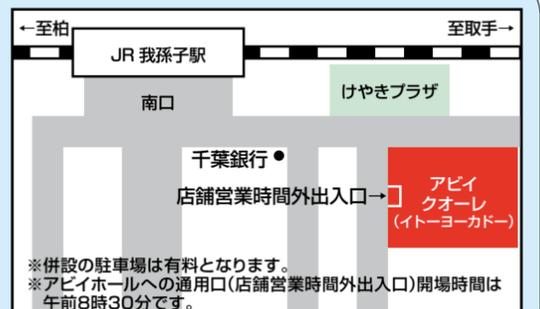
受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分(アビクオーレ会場は4時まで)

※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

※今年は、新木近隣センターでの申告受付は行いませんのでご注意ください。

アビホールのご案内

今年も申告会場は、アビクオーレ(イトーヨーカドー我孫子南口店)3階にあるアビホールです(地図参照)。市役所での申告受付は行っていませんのでご注意ください。



※併設の駐車場は有料となります。
※アビホールへの通用口(店舗営業時間外出入口)開場時間は午前8時30分です。

電子証明書および住基カードの申請を2月7日(土)も受け付けます

所得税の確定申告を電子申告・納税システム(e-Tax)で申告するには、電子証明書を付けた住基基本台帳カード(住基カード)が必要です。日時・場所 2月7日(土)午前9時～午後3時、市民課(市役所本庁舎1階)申請できる方 本人(市の住基基本台帳に記載されている方) ※原則15歳未満、成年被後見人の方は申請できません。持参 Aから2点またはA・Bから各1点。Bから2点の場合は当日交付できません。A：運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カード、身体障害者手帳、在留カードなど(住所欄がある場合は、住民票と同一の住所が記載されているものに限る)。B：健康保険証、年金手帳、年金証書など

年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告は必要ありません(この場合でも所得税の還付申告をすることができ、なお、所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。

有効期限・手数料 ◎住基カード10年 ◎電子証明書3年、いずれも5000円。 ※手続きには30分程度かかります。余裕をもってお越しください。 ☎ 市民課・内線318